

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>○養牛用飼料6種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ乳期仔牛スターター飼料 (ナチュラルスター)</li> <li>・配合飼料A (ひだっこ)</li> <li>・配合飼料B (肥育に一番)</li> <li>・配合飼料C (よこづなづくり)</li> <li>・配合飼料D (ハイユーンフレークアルファ)</li> <li>・配合飼料E (ままげんき)</li> </ul> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>養牛の成長を確保するために、安定して高品質の飼料を継続的に与える必要があり、上記の飼料が当校に養牛に最適である。</p> <p>よって、これらが養牛部門に安定的に納品される必要がある。</p> <p>上記の飼料は、JA東日本くみあい飼料株式会社が製造元であり、農業協同組合でのみ購入が可能である。</p> <p>農業協同組合では管轄地域以外の牛飼料の配達ができない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>養老町における農業協同組合の牛の飼料の取り扱いは、西美濃農業協同組合養老営農経済センターのみであるため、上記牛飼料は、西美濃農業協同組合養老営農経済センターでのみ購入及び納品が可能である。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。